障害を理由とする差別の解消の推進に関する会議設置要綱

令和元年10月23日

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 障害学生支援会議(第2条~第7条)

第3章 障害学生支援検討会(第8条~第13条)

第4章 雑則(第14条・第15条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程(平成28年規程第133号。以下「規程」という。)第14条の規定に基づき、規程第8条に規定する障害学生支援会議(以下「会議」という。)及び規程第9条に規定する障害学生支援検討会(以下「検討会」という。)の運営につき必要な事項を定めるものとする。

第2章 障害学生支援会議

(審議事項)

- 第2条 会議は、次の事項を審議する。
 - 一 障害者差別解消の推進及びそのための環境整備に関する事項
 - 二 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供 等)に関する紛争の防止又は解決に関する事項
 - 三 その他障害学生支援に関する重要な事項

(組織)

- 第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 規程第4条第1項に規定する最高管理責任者
 - 二 規程第4条第2項に規定する監督責任者
 - 三 規程第4条第3項に規定する監督者
 - 四 副学長、学長補佐、各副センター長

(委員長)

- 第4条 会議に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。 (会議の招集)

- 第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 2 会議は、毎年1回の定例会のほか委員長が必要と認める場合に招集する。 (議事)
- 第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。 (関係教職員の出席)
- 第7条 委員長は、必要に応じ関係教職員を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせる ことができる。

第3章 障害学生支援検討会

(審議事項)

- 第8条 検討会は、次の事項を審議する。
 - 一 障害のある学生(以下「障害学生」という。)から提出された「不当な差別的取扱いの解消及び合理的配慮の提供に係る申請書(別紙1)」(以下「申請書」という。)に対する検討に関する事項
 - 二 その他障害学生支援に関する事項

(組織)

- 第9条 検討会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 学生支援センター長
 - 二 障害学生が所属する学科の長又は研究科長
 - 三 保健センター長
 - 四 障害学生アドバイザー (障害の内容に応じて1名以上)
 - 五 教務·入試担当部長
 - 六 学生,就職支援担当部長
 - 七 学生支援センター長が指名する教職員

(委員長)

- 第10条 検討会に委員長を置き、学生支援センター長をもって充てる
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。 (検討会の招集)
- 第11条 委員長は、検討会を招集し、その議長となる。
- 2 検討会は、障害学生から提出された申請書を受理した後、学長から指示を受けた場合、 又は委員長が必要と認めた場合に招集する。

(議事)

- 第12条 検討会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 検討会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。 (関係教職員の出席)
- 第13条 委員長は、必要に応じ関係教職員を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

第4章 雑則

(庶務)

第14条 会議及び検討会の庶務は、事務局学生・就職支援担当が行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、会議及び検討会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月23日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙1

障害に係る不当な差別的取扱い	の解消及び合理的配慮	の提供に関する由語書
早古にボる1 コは左が 1981以り	·vノガチ(日/X O) ロ /王月7日1/思。	7712世代に因りる中明音

								年	月	日
((あて先) 埼玉県立大学学長 様									
		学	科•	専個	多名				(年次)
		学	籍	番	号					
		氏			名					印
下 L	デ記のとおり、不当な差別的取扱いの 障害等の内容及び配慮等を希望する			び合	理的	配慮の提	供を	申請し	ます。	
	障害等の内容									
	(障害等の内容が分かる添付書類)									
	配慮等を希望する理由									
)	全 切する配慮笙の内容(目休的に言	コス、	ナス	-]	٠)					